

「芝川水門碑」について

整理番号	題額	題額揮毫	碑記撰文	碑記揮毫
川口〇三	芝川水門碑	水野練太郎	高田早苗	川島修夫

鐫刻	撰文建碑年	住所	場所	備考
山崎攻	一九二四・大正二三	領家	芝川排水機場	

一 はじめに

本石碑は、芝川が荒川に注ぐ地点に設けられた水門の築造を記念して立てられたものである。

芝川は見沼代用水の悪水として機能していたが、秋の長雨・台風の季節には、荒川本流の氾濫水が芝川を逆流し洪水を起こすことがあった。そこで見沼代用水開鑿の四年後の享保十二年に、芝川放水口に水門が建造された。その後用水期間中は門樋を狭めて、悪水の流出を防いで芝川の水位を高めて周辺の用水不足を緩和し、出水の時期は門樋を開ざして荒川の逆流を防いだ。しかし、安永六年の荒川洪水で門樋が流失し、以後明治になっても各地域の利害の関係で、水門が再建されることがなかった。しかし、大正期になって連年洪水が続き、荒川大改修とあわせて水門が築造されることとなった。

○写真1 石碑正面



芝川水門碑

二. 翻刻並に訳注
 ■ 翻刻
 ◎ 題額



○写真2 題額（篆書体）



○写真3 「碑記」部分（楷書体）

芝川水門之碑 前內務大臣正三位勲一等法學博士水野練太郎篆額

大正十二年六月埼玉縣北足立郡南平柳村芝川水門工事告竣成沿岸諸町村從來屢蒙水害者始得開愁眉於是志相謀欲建碑刺事由囑文予按芝川發源北足立郡芝村上谷沼往年見沼溜井開墾水道之成也連接八九里改名稱爲新川過上平上尾原市宮原大砂土大宮三室尾間木神根青木鳩谷川口等之町村頗合諸水河流漸加大遂於南平柳村入荒川之本流者河幅與水深雖固非可以荒川比無妨灌溉運輸現使沿岸三十町村日常均賴其便然是但平時之實況而已一旦有暴風雨彌旬日乎荒川之逆流汨汨侵襲來決堤破堰萬頃曠野忽變爲泥海家屋流出人畜溺死其慘狀不可言蓋防荒川之逆流爲沿岸諸町村保萬全則屬此地施政之鍵鑰自舊幕時代至今代幾多當局者無不爲之碎肝膽耗精魂而其間雖往往有施設可觀水門則安永六年爲洪水所一掃尠來久措不企其再造經明治及大正更遭遇幾度水害始決斷行之大正十年埼玉縣知事具案得縣會之協贊工事則爲內務省之恒轄至昨年漸得峻成而新川上流之開鑿亦已起工期向後亘三丰完成埼玉縣下百數十年來之懸案如此而近將見其解決嗚呼水能載舟亦能覆舟興民之利與釀民之害其爲水一也予多埼玉縣官民諸氏之和衷協同能竣成

此難工事不撓不屈收水之利而除水之害茲畧叙水門再造之次第且切望開鑿事業之
着着進步武無復有些遺算不已也

前文部大臣正四位勲一等法學博士高田早苗撰

大正十三年七月

菱洲川島修夫書

*異体字等

○碑 碑。 ○蒙 蒙。 ○建 建。 ○刺 刻。 ○土 土。 ○流 流。 ○於 於。 ○此 此。 ○雖 雖。 ○設 設。
○所 所。 ○尔 爾。 ○再 再。 ○幾 幾。 ○埧 埧。 ○恒 直。 ○丰 年。 ○能 能。 ○六 亦。 ○民 民。
○收 収。 ○年 年。

(背面)

〔上段〕

芝川吐口掘鑿由来

荒川吐口ハ從來舊開樋橋ヨリ直通荒川本流ニ注キシモ荒川河川改修ノ為メ諫吐口及正覺寺落並山王落兩樋管排水口ノ改善ヲ要スルニ至レリ依テ兩樋管組合ハ水門工事費中ニ金壹萬圓ヲ寄附シ本吐口ヲ南平柳村地域内ニ於テセシメントセシモ縣ハ豫美ノ關係上其敷地ノ買収ヲ為シ舩ハサリシニ依リ前村長倉田源十郎ハ將來ニ於ケル沿岸地帯ノ發展ヲ鑑ミ敷地全部無代上地ノ計ヲ立テ現村長田中徳兵衛ハ之ヲ繼承シ門樋橋上流ニ至ルマテ延長千四百五十間此坪數三萬九千五百五十坪ヲ買収上地シタリ其額金五萬有餘圓又村ハ將來ノ進展ヲ慮リ金五千余圓ヲ寄附シテ堅牢ナル仙元榎ノ二橋ヲ架設シタリ而シテ以上地域ニ於ケル河川ノ掘鑿工事ハ地元請負ヲ為シ工事委員矢作宇九十郎福田直次郎野村長五郎河原英一岩田誠孝ノ五名ヲ置キ縣監督ノ下ニ工事ヲ營シ大正十一年四月起工芝川水門ノ竣工ト相待ツテ同十三年三月此偉大ナル本吐口工事ヲ完了セリ依テ茲ニ該吐口掘鑿ノ由来ヲ記ス

計劃者 前南平柳村長倉田源十郎

繼承者 南平柳村長田中徳兵衛

*異体字

○槁 橋。 ○流 流。 ○荒 荒。 ○諫 該。 ○於 於。 ○筭 算。
○收 収。 ○舩 能。 ○發 發。 ○此 此。 ○圓 圓。 ○設 設。
○負 負。 ○員 員。 ○直 直。 ○營 營。

〔下段〕

「寄付者芳名(略)」

(台座座埋め込みプレート) 実際には横書き

この碑は芝川の改修を記念して大正一三年に旧水門際に建てられたその後現芝川水門工事が施工されるにあたり

一次撤去されていたところ昭和五三年四月芝川ポンプ場の完成を契機としてこの地に再建されたものである
芝川改修以来半世紀余を経過した今日川口市の発展とともに悪臭を放つ死の川と化してしまった 川口市長大野元美はこの現状を深く憂い芝川に往事の緑と清流をとり戻すべく芝川緑地事業を興し我々沿岸住民も期成同盟を結成してこの大事業を支援することとなった本記念碑の再建にあたりこの事業が一日も早く完成されることを願ってこれを誌すものである

昭和五四年二月 芝川緑化期成同盟会長 中村徳三郎

■ 訳注

● 本文（いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した）
（正面）

◎ 題額

芝川水門碑。

◎ 欄外

山崎攻石刻。

◎ 碑記

芝川水門之碑。

前内務大臣正三位勲一等法學博士水野練太郎篆額。

大正十二年六月、埼玉縣北足立郡南平柳村芝川水門工事告竣成。

沿岸諸町村、從來屢蒙水害者、始得開愁眉。

於是有志相謀、欲建碑、刻事由。囑文予。

按、芝川發源北足立郡芝村上谷沼。

往年、見沼溜井開墾水道之成也、連接八九里、改名稱爲新川。

過上平上尾原市宮原大砂土大宮三室尾間木神根青木鳩谷川口等之町村。

頗合諸水、河流漸加大。

遂於南平柳村、入荒川之本流者。

河幅與水深、雖固非可以荒川比、無妨灌溉運輸。

現使沿岸三十町村、日常均賴其便。

然是但平時之實況而已。

一旦有暴風雨、彌旬日乎、荒川之逆流、汨汨侵襲來、決堤破堰。

萬頃曠野忽變爲泥海。

家屋流出、人畜溺死、其慘狀不可言。

蓋防荒川之逆流、爲沿岸諸町村保萬全、則屬此地施政之鍵鑰。

自舊幕時代至今代、幾多當局者、無不爲之碎肝膽、耗精魂。

而其間雖往往有施設可觀、水門則安永六年爲洪水所一掃、爾來、久措不企其再造。

經明治及大正、更遭遇幾度水害、始決斷行之。
大正十年埼玉縣知事具案、得縣會之協贊。

工事則爲內務省之直轄。

至昨年漸得峻成。

而新川上流之開鑿亦已起工、期向後亘三年完成。

埼玉縣下百數十年來之懸案、如此而近將見其解決。

嗚呼、水能載舟、亦能覆舟。

興民之利、與釀民之害、其爲水一也。

予多埼玉縣官民諸氏之和衷協同能竣成此難工事、不撓不屈、收水之利而除水之害。

茲畧叙水門再造之次第。

且切望開鑿事業之着着進歩武、無復有些遺算、不已也。

前文部大臣正四位勲一等法學博士高田早苗撰。

大正十三年七月。

菱洲川島修夫書。

(背面)

芝川吐口掘鑿由來。

荒川吐口ハ、從來舊門樋橋ヨリ直通、荒川本流ニ注キシモ、荒川河川改修ノ爲メ該吐口及正覺寺落並山王落兩樋管排水口ノ改善ヲ要スルニ至レリ。依テ兩樋管組合ハ、水門工事費中ニ金壹萬圓ヲ寄附シ、本吐口ヲ南平柳村地域内ニ於テセシメントセシモ、縣ハ豫算ノ關係上、其敷地ノ買収ヲ爲シ能ハサリシニ依リ、前村長倉田源十郎ハ將來ニ於ケル沿岸地帯ノ發展ヲ鑑ミ、敷地全部無代上地ノ計ヲ立テ、現村長田中德兵衛ハ之ヲ繼承シ、門樋橋上流ニ至ルマテ、延長千四百五十間、此坪數三萬九千五百五十坪ヲ買収上地シタリ。其額金五萬有餘圓。又村ハ將來ノ進展ヲ慮リ、金五千余圓ヲ寄附シテ、堅牢ナル仙元榎ノ二橋ヲ架設シタリ。而シテ以上地域ニ於ケル河川ノ掘鑿工事ハ、地元請負ヲ爲シ、工事委員矢作宇九十郎・福田直次郎・野村長五郎・河原英一・岩田誠孝ノ五名ヲ置キ、縣監督ノ下ニ、工事ヲ督シ、大正十一年四月起工、芝川水門ノ竣工ト相待ツテ、同十三年三月此偉大ナル本吐口工事ヲ完了セリ。依テ茲ニ該吐口掘鑿ノ由來ヲ記ス。

計劃者 前南平柳村長倉田源十郎。
繼承者 南平柳村長田中德兵衛。

●訓記 (以下は本碑文のみ)

◎題額

芝川水門碑。

◎欄外

山崎攻石刻。

◎碑記

芝川水門の碑。

前内務大臣正三位勲一等法學博士水野練太郎による篆額。

大正十二年六月、埼玉縣北足立郡南平柳村芝川水門工事、成るを竣をふを告ぐ。

沿岸の諸町村、從來屢々水害を蒙る者、始めて愁眉を開くを得たり。

是において、有志相ひ謀り、碑を建て、事由を刻まんと欲す。文を予に囑す。按ずるに、芝川は源を北足立郡芝村上谷沼に發す。

往年、見沼溜井開墾せられ、水道の成るや、連接八九里、名稱を改めて新川となす。

上平上尾原市宮原大砂土大宮三室尾間木神根青木鳩谷川口等の町村を過ぐ。

頻りに諸水を合わせ、河流漸く大を加ふ。

遂に南平柳村に於いて、荒川の本流に入る者なり。

河幅と水深と、固より荒川を以て比すべきに非ずと雖も、灌漑運輸を妨ぐる無し。

現に沿岸の三十町村をして、日常に均しく其の便に頼らしむ。

然れども是れ但だに平時の實況なるのみ。

一旦、暴風雨の旬日に彌わたる有らんか、荒川の逆流、汨汨こつこつとして侵襲し來り、堤を決し堰を破る。萬頃の曠野、忽として變じて泥海となる。

家屋流出し、人畜溺死す。其の慘状言ふべからず。

蓋し荒川の逆流を防ぎ、沿岸の諸町村のために萬全を保つは、則ち此の地の施政の鍵鑰に屬す。

舊幕時代より今の代に至るまで、幾多の當局者、之がために肝膽を砕き、精魂を耗せざるは無し。

而して其の間、往往施設の觀るべき有りと雖も、水門は則ち安永六年、洪水のために一掃せられ、爾來、久しく措きて、其の再造を企てず。

明治及び大正を経て、更に幾度もの水害に遭遇し、始めて之を行ふを決斷す。

大正十年埼玉縣知事、案を具し、縣會の協賛を得。

工事は則ち内務省の直轄たり。

昨年に至り漸く成すを竣をふるを得。

而して新川上流の開鑿も亦た已に工を起し、向後三年に亘りて完成するを期す。

埼玉縣下百數十年來の懸案、此のごとくにして近くに將に其の解決を見んとす。

嗚呼、水は能く舟を載するも、亦た能く舟を覆くつがへす。

民の利を興すと、民の害を醸すとは、其の水たること一なり。

予、埼玉縣官民諸氏の和衷協同して能く此の難工事を成し竣ふたうへ、不撓不屈、水の利を収めて水の害を除くを多とす。

茲に水門再造の次第を畧叙す。

且つ、切に、開鑿事業の着着と歩武を進め、復た些いささかの遺算有る無きを望みて、已やまざるなり。

前文部大臣正四位勲一等法學博士高田早苗撰す。

大正十三年七月。

菱洲川島修夫書す。

●人物

○水野練太郎 慶応四（一八六八）年から昭和二十四（一九四九）年。江戸詰の秋田藩士

の子として生まれる。青年期に両親を失うが、良く勉強し、帝国大学法科大学を卒業。渋沢栄一の第一銀行に就職するが、のち官界に入る。農務省から内務省の要職を歴任し、大正七年の寺内正毅内閣で内務大臣となる。以後しばしば諸大臣をつとめ、

○大正十年埼玉県知事 堀内秀太郎。明治六（一八七三）年から昭和十六（一九四一）年。旧加賀藩士の子として金沢に生まれる。東京帝国大学法科大学を卒業後、官界に入る。内務省参事官、大阪府内務部長などを歴任し、大正四年に宮崎県知事に就任。同九年に埼玉県知事に転任、大正十二年までつとめた。

○高田早苗 安政七（一八六〇）年から昭和十三（一九三八）年。江戸深川の生まれ。明治十五年東京大学文学部を卒業。大隈重信の立憲改進黨に加わり、東京専門学校（今の早稲田大学）の設立にも参加した。読売新聞主筆等をつとめ、早稲田大学が総長・学長制を敷くと、初代学長に就任した（初代総長は大隈）。明治二十三年の第一回衆議院議員総選挙では埼玉二区（川越市）から立候補して当選。のち大隈内閣では文部参事官等も勤めた。

○川島修夫 越後の人。本姓は川嶋氏で、名は大舒、通称修夫で、号を菱洲と称した。書家で漢詩人。

○山崎攻、倉田源十郎、田中徳兵衛、矢作宇九十郎、福田直次郎、野村長五郎、河原英一、岩田誠孝 不詳。

●注

○大正十二年 西暦一九二三年。

○開愁眉 愁いにしかめた眉を、ゆるめて元に戻す。

○北足立郡芝村 現川口市芝地域。

○上谷沼 現川口市上谷沼。現在は、上谷沼を源として東流する川は藤右衛門川と呼ばれているが、高田は、芝川の源を上谷沼としている。

○往年 先年、以前。

○見沼溜井 元湿地帯であったのを、寛永六（一六二九）年に、関東郡代伊奈忠治が八丁堤を設けて水を貯め、溜井（溜め池）とした。

○開墾水道之成也 享保十二（一七二七）年に、將軍吉宗の命を受けた井沢弥惣兵衛が、見沼溜井の水を抜いて開墾し、見沼田圃とした。そしてそれまで見沼溜井を灌漑用水として用いていた者のために、見沼代用水を引いた。ここという水道は、見沼代用水そのものを指すのではなく、見沼田圃に引かれた諸河川・用水をいうのだろう。

○上平 現上尾市上平中央あたり。

○上尾 現上尾市大字上尾村。

○原市 現上尾市大字原市。

○宮原 現さいたま市北区大字宮原町。

○大砂土 現さいたま市北区本郷町。

○大宮 現さいたま市大宮区中心あたり。

○三室 現さいたま市緑区大字三室。

○尾間木 現さいたま市緑区尾間木。

○神根 現川口市神根地区。安行・赤山あたり。

○青木 現川口市青木。

- 鳩谷 現川口市鳩ヶ谷地区。
- 川口 現川口市川口。
- 南平柳村 現川口市南平地域。
- 平時 平穏でなにもない時。
- 旬日 十日間ほど。
- 汨汨 水が滞ることなく流れてやまないさま。
- 曠野 広々とした原野。ここでは広々と展開する見沼田圃を指すだろう。
- 萬全 すべて完全で手落ちがないこと。
- 施政 政治を行うことだが、ここでは施策、事業だろう。
- 鍵鑰 錠前、かぎ。ものごとの重要ポイント。
- 碎肝膽 肝膽は肝臓と胆嚢。内臓、身体の内部。転じてまごころ。だがここでは碎いているので、「粉骨碎身」（命を犠牲にして全力で努力すること）の意味だろう。
- 耗精魂 精魂はたましい。精神を消耗させるほど努力すること。
- 安永六年 西暦一七七七年。
- 向後 今後、これから。
- 水能載舟、亦能覆舟 「荀子」王制篇に「傳曰、君者、舟也、庶人者、水也。水則載舟，水則覆舟（古い伝承によると、君主とは舟であり、人民は水である。水は舟を浮かべせるが、逆に舟を覆すのも水である）」とある。
- 和衷 心を合わせる。
- 協同 複数人が分担してことにあたる。
- 不撓不屈、収水之利而除水之害。
- 遺算 計算違い、見込み違い。

●口語訳（章立てと小見出しは訳者が便宜的につけた）

【碑文名】

芝川水門の碑。

【篆額者】

前内務大臣正三位勲一等法学博士の水野練太郎による篆額。

【芝川水門改築】

大正十二年六月、埼玉県北足立郡南平柳村の芝川水門工事が竣工したことを告げる。

芝川沿岸の諸町村で、従来、しばしば水害を蒙ってきたものたちは、ここにきて始めて心配事から解放された。

【建碑の企てと撰文の依頼】

そこで有志のものたちがあいはいはかり、この間の事由を石碑に刻んで残そうと考えた。そして私高田早苗に文章を書くよう依頼してきたのである。

【芝川の概要】

考えるに、芝川は、北足立郡芝村の上谷沼を源とする。
以前（享保年間に）、見沼溜井が開墾され、用水が引かれた。それは八九里ほどつなげられて、新たに新川と名を改めた。

新川の流れは下記の通り。現上尾市の上平地域から始まり、同大字上尾村・大字原市、

現さいたま市北区の宮原町・本郷町、現さいたま市大宮区の中心部、現さいたま市緑区の大宮三室・尾間木、現川口市の神根地区・青木・鳩ヶ谷地域・川口中心部を流れる。

この間、繰り返し河川や用水を合流させ、川の流れも次第に大きさを加えていく。そしてついに現川口市南平地域で、荒川の本流に流れ込むのである。

（補足・高田は、上谷沼を淵源とする川を芝川とし、上平地区から荒川に至る流れを新川としている。しかし碑文中では、新川部分も含めた川筋を芝川と表記する場合もある。紛らわしいので、本口語訳では、芝川の淵源に関する高田の認識は無視し、現在の芝川本流、則ち新川から合流地点を経て河口に至る川筋を「芝川」と表記して表す。）

【芝川の持つ利便性と危険性】

芝川は、もとより、河幅も水の深さも荒川とは比べものにならないほど小さいのだが、灌漑や運輸の担い手としては十分な機能を持つ河川であった。実際の所、沿岸の三十町村は、日常的に芝川の便を頼りにしていたのである。

しかし、これは平穏なときの状況である。

一旦、暴風雨が十日間も続くことになる、荒川からの逆流が芝川に流れ込み、蕩々と流れ続けては河岸に襲いかかり、堤防を決潰させ、堰等の水利施設を破壊する。かくして一万頃にも及ぶ見沼田圃を、たちまちのうちに泥の海に変えてしまう。

家屋は流出し、人間や家畜は溺死する。その惨状たるや言葉では言い尽くせないほどだ。

【水門の必要性】

思うに、荒川の逆流を防ぎ、沿岸の諸町村の安全を完全に保つためには、この芝川河口の地における事業のいかんが鍵となるのだ。

旧幕府時代から今の代に至るまで、多くの当局者が、身も心もすり減らすほどの努力をこの事業に注いできた。

【水門放置】

そしてその間施された事業の中には、水利治水の用を果たす有効なものがあつたのだが、水門については、安永六年の洪水で、一掃されてなくなっており、それ以後放置されていて、再建されることはなかった。

【水門再建の企て】

明治大正期を経て、その間さらに幾たびもの水害に遭遇し、そこで始めて水門再建事業を行うことが決断された。

大正十年、堀内秀太郎埼玉県知事は、事業計画案を用意し、県会の協賛を得た。

【水門改築工事】

工事は、内務省直轄の事業となった。

そして昨年、大正十二年に至って、ようやく竣工を見た。

そして芝川上流の新川部分の開鑿事業も同時並行で起工されており、こちらの方は今から三年後の竣工を予定している。

埼玉県の数十年前来の懸案事項であつた水門は、かくの如く、まもなくその完成を期待されるところへ来ているのである。

【表裏一体である水の力】

ああ、古人の言葉にこうある「水は舟を浮かべせることができるが、舟を転覆させるのもまた水である」と。

人民の利益をおこすことと、人民に損害をもたらすこと、両者とも水による、という点

で一致している。

【水門事業への評価】

わたくし高田早苗は、埼玉県の官民の諸君が、心を合わせ、分担してことにあたってこの難工事をなしとげたこと、決して諦めることなく不撓不屈の精神で水の利益を手にいれ、一方で水の害を排除したことを高く評価するものである。

そこでここに水門再建築の次第を略述するものである。

【芝川改修事業全体への期待】

くわえて、現在途上にある「新川上流開鑿事業」が着々と進行し、わずかの見込み違いなく完成することを、切に希望してやまないのである。

【記事】

前文部大臣正四位勲一等法学博士である高田早苗が撰文した。

大正十三年七月、川島修夫が碑文を書いた。

三．資料

(一)「新編武蔵風土記稿」(文政十三(一八三〇)年) 卷之百四十 足立郡之六

●平柳領

◎川口町

…山川

○芝川

「東の方にあり、當所にて荒川に入る、享保十六年井澤彌惣兵衛はかりて此落口に門樋を伏せ、荒川の逆水を止めたり、後明和年中通船を免られし後も、用水をかくる頃は三月朔日より八月朔日まで扉をしめ、通船なかりしが、安永六年の洪水に流失して後は御普請なし、されば今は四時其に通船あり、故に動もすれば逆水に苦しむと云、川幅八間、こ々も高さ六尺の堤あり、何れも御普請所なり」

四．主な参考資料

①翻刻と訓訳

・「見沼代用水沿革史」(一九五七)(「見沼土地改良区史」に再録)

②翻刻

・「埼玉県市町村誌」(一九七五)

・「いしづみ 碑に刻まれた埼玉の土地改良」(一九八三)

③論文など

・「見沼代用水沿革史」(一九五七)

・「見沼土地改良区史」(一九八七) ……右記を継承加筆

以上

二〇二五年九月 薄井俊二訳す